

みやぎ農産物直売所等省エネルギー推進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農産物直売所、農漁家レストラン、農漁家民宿（以下「直売所等」という。）が電気料金高騰や物価高騰、災害にも強い持続可能な地域拠点としての体質強化を図るため、性能の優れた省電力機器の整備・導入により、電力の消費抑制を促し、運営コストの削減に向けた取組の支援を目的として、省電力機器等への更新に要する経費について、みやぎ農産物直売所等省エネルギー推進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助上限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の別記様式第1号を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者
- (3) 法令に反する業務又は公序良俗に反する業務を行っている者、及び、反社会勢力、又は、これに類似する企業・団体
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者

(交付の決定)

第4 知事は、第3の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業に要する経費の30%以内の減額変更についてはその限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が第8の提出期限までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、別記様式第4号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(交付決定前着手)

第6 補助事業の着手は、原則として第4の規定による補助金の交付決定の通知後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ別記様式第5号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第7 規則第10条の報告について、知事が補助事業の遂行状況の報告を求めた場合、第4の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事が指定する期日までに、別記様式第6号による遂行報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとし、その提出期間は知事が別に定めるものとする。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第9 知事は、第8第1項の規定による報告を受けた場合には、規則第13条の規定により、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その結果に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、規則第14条の規定により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して、命ずることがある。

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、第9第1項に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、

知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払又は前金払により交付することができるものとし、その請求は、別記様式第8号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の管理及び制限)

第12 規則第21条ただし書の規定により、処分を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められているものはその期間とし、その他は5年間とする。

2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、別紙様式第10号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第13 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備し、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(事業名の掲示)

第14 この補助金により設置、又は導入された機械・器具等には、当該実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(運営状況報告)

第15 知事は、この補助事業により設置され、又は導入された機械・器具等の運営状況等について、事業実施後3年間について報告を求めることができる。

(書類の提出部数)

第16 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各1部とする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月28日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(別表)

事業実施主体（補助対象者）	補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>次に掲げる1又は2の要件を満たすもの</p> <p>1 地域の農林漁業者が生産した農林水産物の販売を目的として設置された施設を有する者、又は、運営する者 なお、次の（1）又は（2）の要件を満たすものとする。</p> <p>（1） 売上げの1／2以上が、農林漁業者が出品している産品である場合</p> <p>（2） 売場面積の1／2以上が、農林漁業者が出品する産品を設置する場所である場合</p> <p>2 農林漁業者等が運営する農漁家レストラン及び農漁家民宿</p>	<p>既存の電気機器等を省電力機器等へ更新するために必要な機械、機器等の購入費で、次に掲げる電気機器等の整備に係るもの。ただし、消費税や設置工事費等は、対象外とする。</p> <p>1 冷凍・冷蔵庫，エアコン，LED照明等の電気機器</p> <p>2 その他知事が適当と認める省電力機器</p> <p>※1，2いずれも電力の消費抑制効果や有効性を確認の上，決定するものとする。</p>	<p>補助対象経費の2／3以内</p>	<p>1者あたり 3,000千円</p>

【備考】

- (1) 他施設と併設している場合であっても、本事業が対象とする設備は、農産物直売所、農漁家レストラン及び農漁家民宿を営業する部分のみとする。そのため、兼用設備等の更新については、本事業の補助対象外とする。
- (2) 故障等による稼働していない電力機器等の更新は、本事業の補助対象外とする。